

## 集団的自衛権行使容認をはじめとする憲法改悪の動きに反対する特別決議

私たちは、戦後一貫して日本国憲法の前文や第9条などにもとづく平和な社会の実現を求めてきた。しかし、安倍政権は、領土問題や靖国参拝、河野談話の検証などにより東アジア諸国との関係を悪化させ、偏狭なナショナリズムを煽り、数の力を背景に「戦争のできる国づくり」にまい進している。

昨年12月、多くの国民の反対を無視して国民主権や基本的人権を侵害する「特定秘密保護法」を強行採決した。また、「国家安全保障戦略」に、武器輸出三原則の緩和とともに、国民に国土防衛の協力を義務づける「愛国心」条項を挿入した。さらに今後、安倍政権は、安保法制懇の報告にもとづき、集団的自衛権の行使容認にむけ閣議決定による憲法解釈の見直しと自衛隊法など関連法の「改正」を目論んでいる。平和主義という憲法の基本原理を、政府の解釈や法律によって根本的に変更しようとすることは、立憲主義に反し、断じて容認できるものではない。

また、与党による憲法改正のための国民投票法「改正」案では、公務員の政治的行為に係って「組織により行われる勧誘運動や署名運動」などの企画・実施を禁止しようとしている。国のあり方を決める国民投票運動は、国民としての当然の権利であり、公務員についても全面的に行使できるよう強く求める。

戦後69年、今ほど平和と民主主義が危機的状況に晒されている時はない。

依然として世界各地で武力紛争が絶えない今日、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」平和を構築することを呼びかけた憲法前文、そして第9条は、ますますその存在意義を増している。

日教組は、憲法改悪をはじめとした「戦争のできる国づくり」につながる全ての動きを阻止するため、広く市民とともに総力をあげてとりくんでいく。

教え子を再び戦場に送るな。

以上、決議する。

2014年3月18日  
日本教職員組合 第102回臨時大会